

浪江町被害実態報告書

質問紙調査の結果から

はじめに

- 浪江町全10109世帯(総人数21463名)の18歳以上の町民中9384通の有効回答を素材に集計分析

※統計的な検証などは今後の課題

- 被災前の浪江町のコミュニティの状況、そして被災後のコミュニティ崩壊と精神的苦痛の一端が明らかになっているといえる

報告書は2部構成

～被害実態についての概括的報告(第1部)とさらに詳細な分析(第2部)

本日は概括的報告(第1部)について説明

第1部 本アンケートから明らかになった被害実態の構造

1 総論

(1) コミュニティの崩壊、喪失

これが「原発事故により」奪われたことが、町民に最も大きな苦痛を与えている

「町内の変わり果てた姿を見ると哀しい。原発事故さえなければ自分たちで復興できたと思うと残念です」

(2) 個別分析からわかる大きな特徴

- ① バラバラになった世帯の多さ、家族離散による生活破壊
- ② 収入の減少、収支バランスの悪化
- ③ 浪江に帰りたい/帰りたくないという心情の複雑さ、コミュニティを奪われたことによる精神的苦痛の大きさ
- ④ 精神的苦痛は和らいでいないこと
- ⑤ 精神的苦痛には様々な要素が複合しており、個別の累計の苦痛のみからだけでは被害の総体や大きさは正確に把握できないこと

2 各論

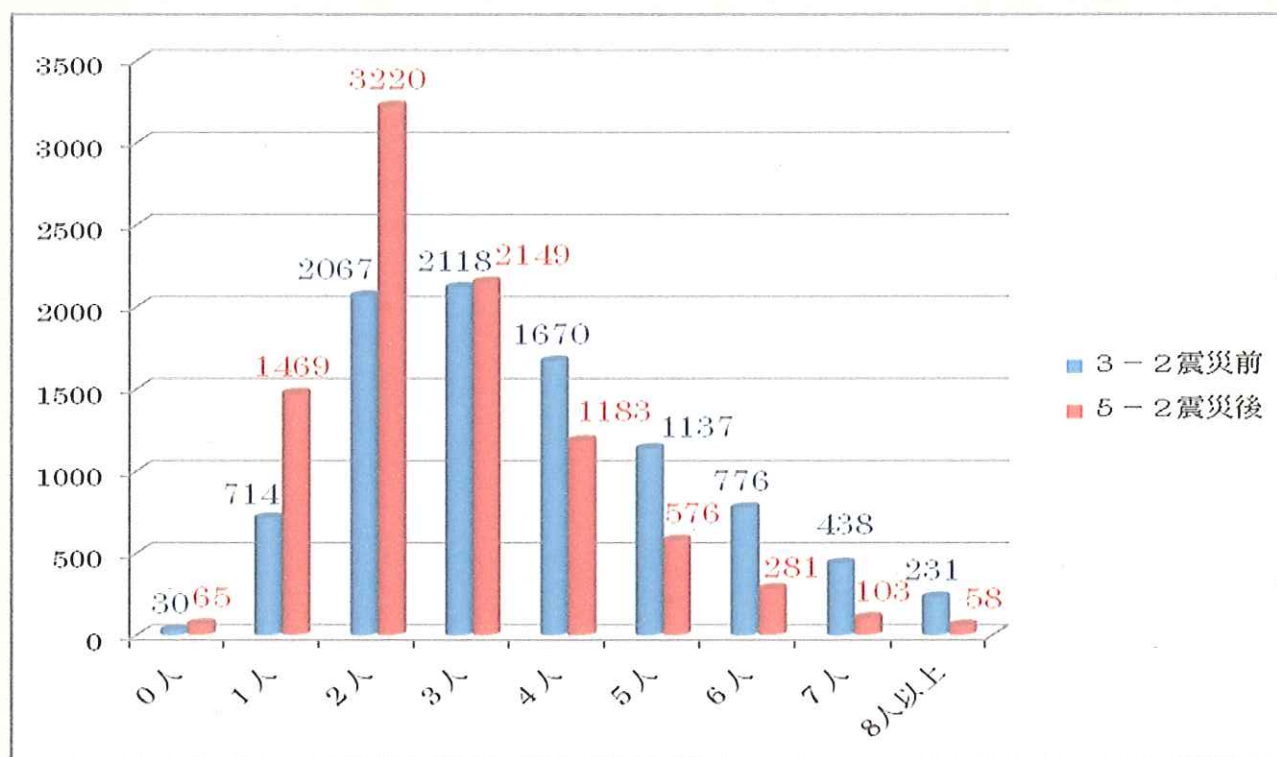
ここでは、以下について取り上げています。

- (1) 世帯破壊と生活破壊の関連
- (2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること
- (3) 仮設・借上住宅での生活の困難
- (4) 避難先でのいじめ、偏見、いたずら等
- (5) 浪江に帰りたい／帰りたくないという心情の複雑さ、コミュニティを奪われたことの精神的苦痛の大きさ
- (6) 震災直後と現在とで精神的苦痛は和らいでいないこと
- (7) 東電の賠償対応への不満
- (8) 精神的苦痛は様々な要素が複合しており、個別の種類の苦痛のみに着目しては被害の総体やその大きさは正確に把握できないこと

(1) 世帯破壊と生活破壊の関連

ア 世帯破壊の傾向等

Ⅱ-4-1 世帯の同居者の人数(震災前後比較)



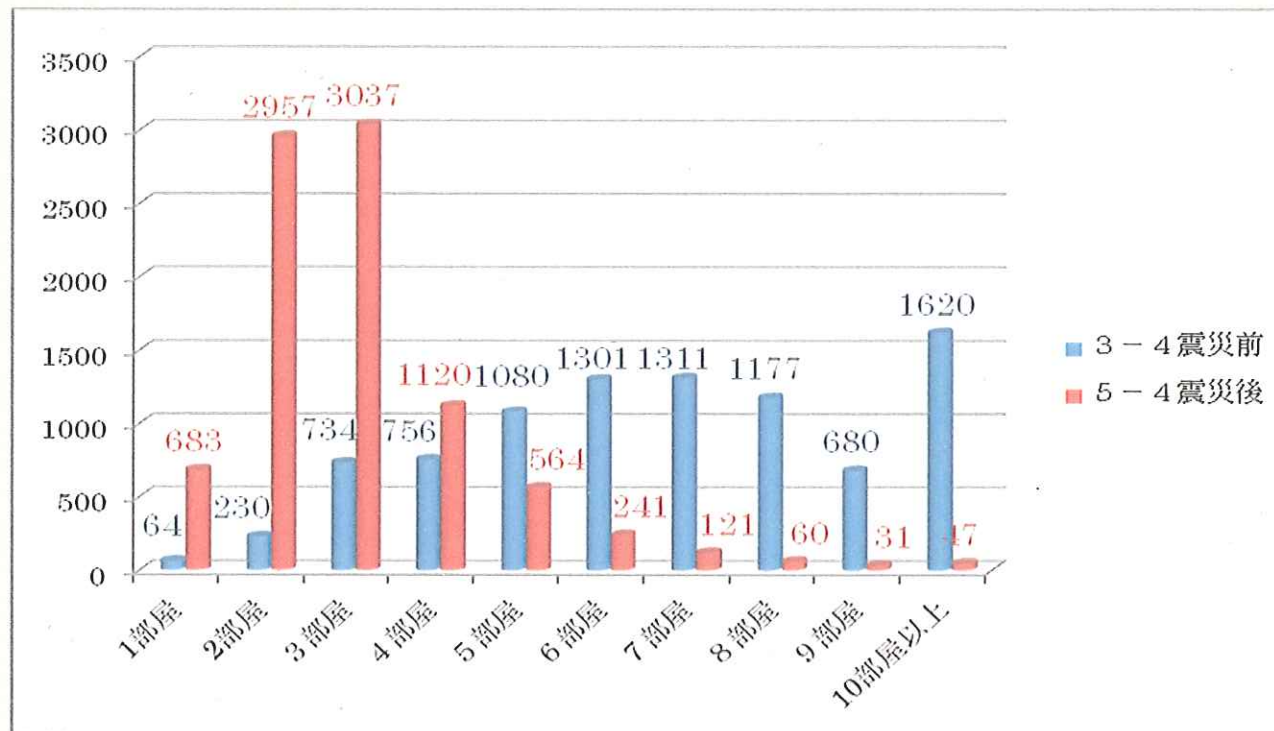
「4人～」:震災後減少 ⇒ 「～2人」へ

※高齢単身世帯の経済的困窮も明らかに

(1) 世帯破壊と生活破壊の関連

ア 世帯破壊の傾向等

Ⅱ-4-2 住居の部屋数



※家族の分裂、崩壊と密接に関連

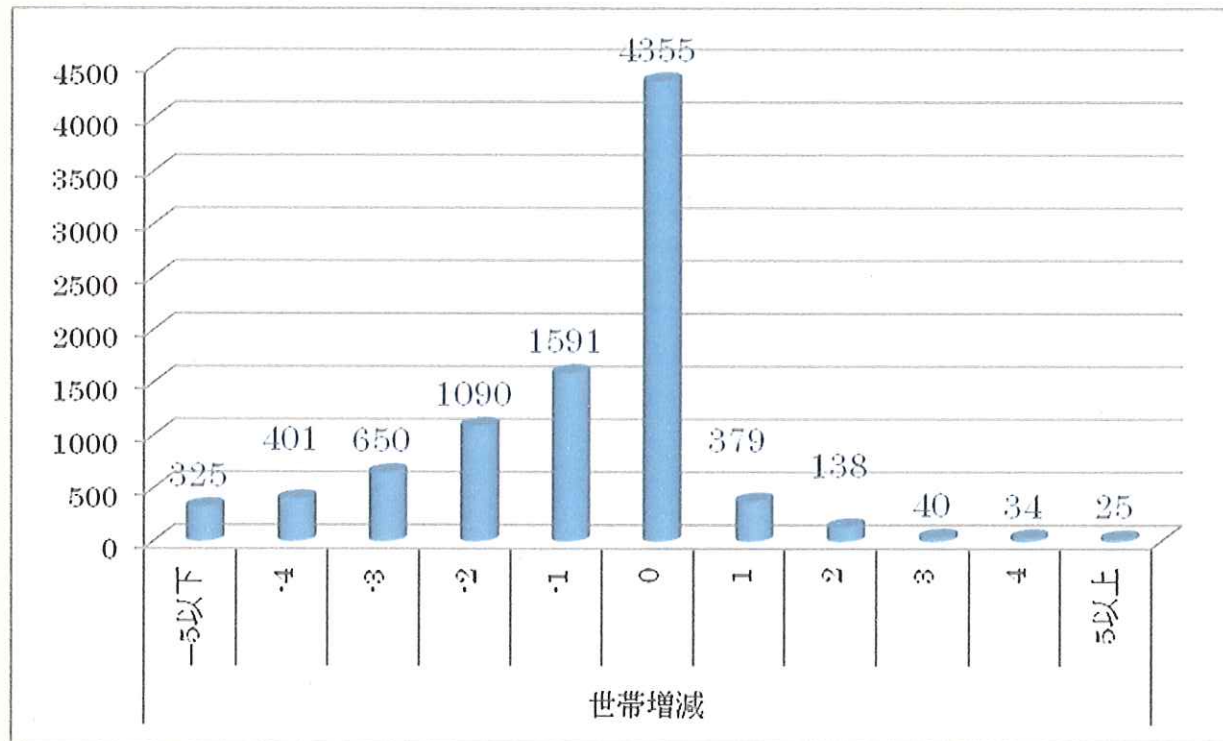
「家族の絆が、ほどけてしまうような気がした」

※生活への影響:「部屋も狭く、プライベートもない」

(1) 世帯破壊と生活破壊の関連

イ 世帯構成の変化

Ⅲ-2-1 世帯人数の増減



世帯構成人数の明らかな減少＝離散、分断

「一家は離散してばらばらの避難生活」等、随所に「バラバラ」の文字

※町統計(申立書引用)との一致

震災前		現在(H25. 3. 14)									
		0	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	
1人世帯	2, 196	155	2, 020	13	8	0	0	0	0	0	
2人世帯	1, 862	20	678	1, 361	49	4	0	0	0	0	
3人世帯	1, 347	4	772	566	626	48	2	0	0	0	
4人世帯	1, 046	0	701	351	293	439	19	2	0	0	
5人世帯	649	0	544	243	158	156	204	11	0	0	
6人世帯	344	0	304	189	98	113	49	53	4	0	
7人世帯	181	0	159	95	66	62	43	19	12	3	
8人世帯	66	0	72	34	24	23	20	12	4	2	
9人世帯	14	0	10	9	8	6	7	1	0	1	
10人世帯	5	0	7	3	0	3	3	1	0	0	
11人世帯	1	0	1	1	0	0	0	0	0	1	
計	7, 711		5, 268	2, 865	1, 330	854	347	99	20	7	10, 790

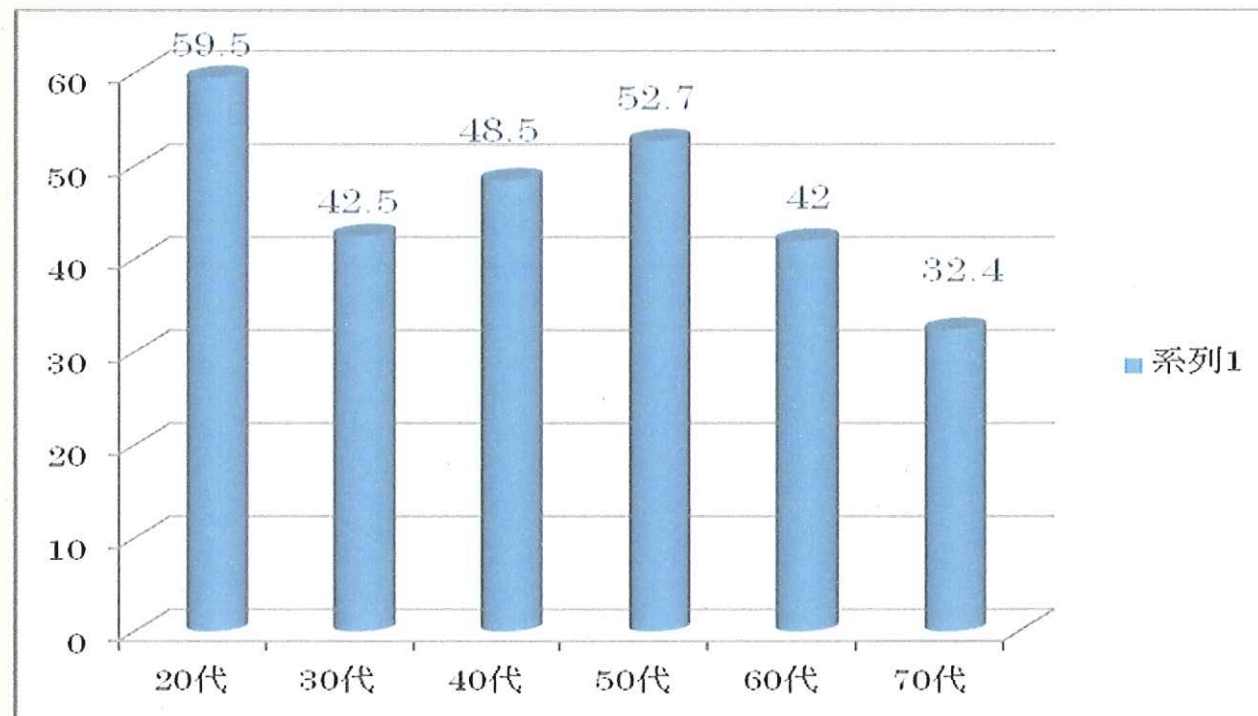
※現在の0 (ゼロ) は死亡による世帯消滅数

※結婚、出生、世帯合併等により震災前の世帯より世帯人数が増えている世帯がある。

(1) 世帯破壊と生活破壊の関連

イ 世帯構成の変化

Ⅲ-2-2 世帯人数の減少割合：年代別



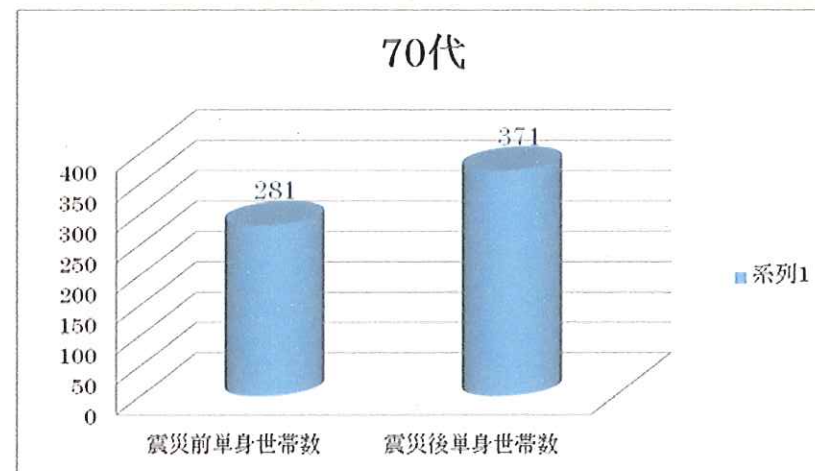
20代、50代で半数以上が「減少」

(1)世帯破壊と生活破壊の関連

イ 世帯構成の変化

Ⅲ-2-3 震災前後の単身世帯数:70代

Ⅲ-2-4 震災前後の単身世帯数:60代



高齢者単身世帯の増加

※高齢者単身世帯の生活困窮＝あとで分析

(50~70代単身者のどの世代でも、収支赤字が大きく増えている)

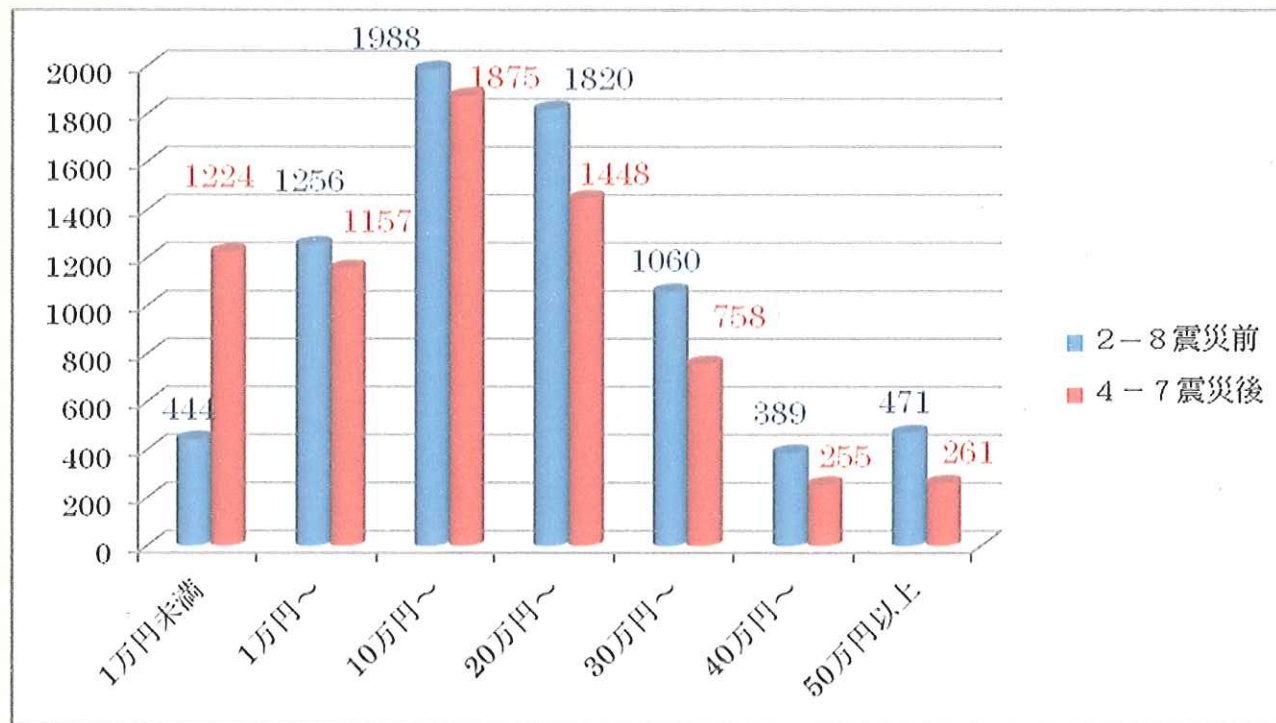
(1) 世帯破壊、生活破壊：小括

- ・世帯破壊・家族破壊、生活破壊は明らか
- ・適切な慰謝料額については、この実情もきちんと踏まえて検討されるべき
(cf.「4, 5人家族だと・・・」という見解)

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること と、または収支バランスが悪化していること

Ⅱ-5-1-1 震災前後の毎月の個人収入(棒グラフ)

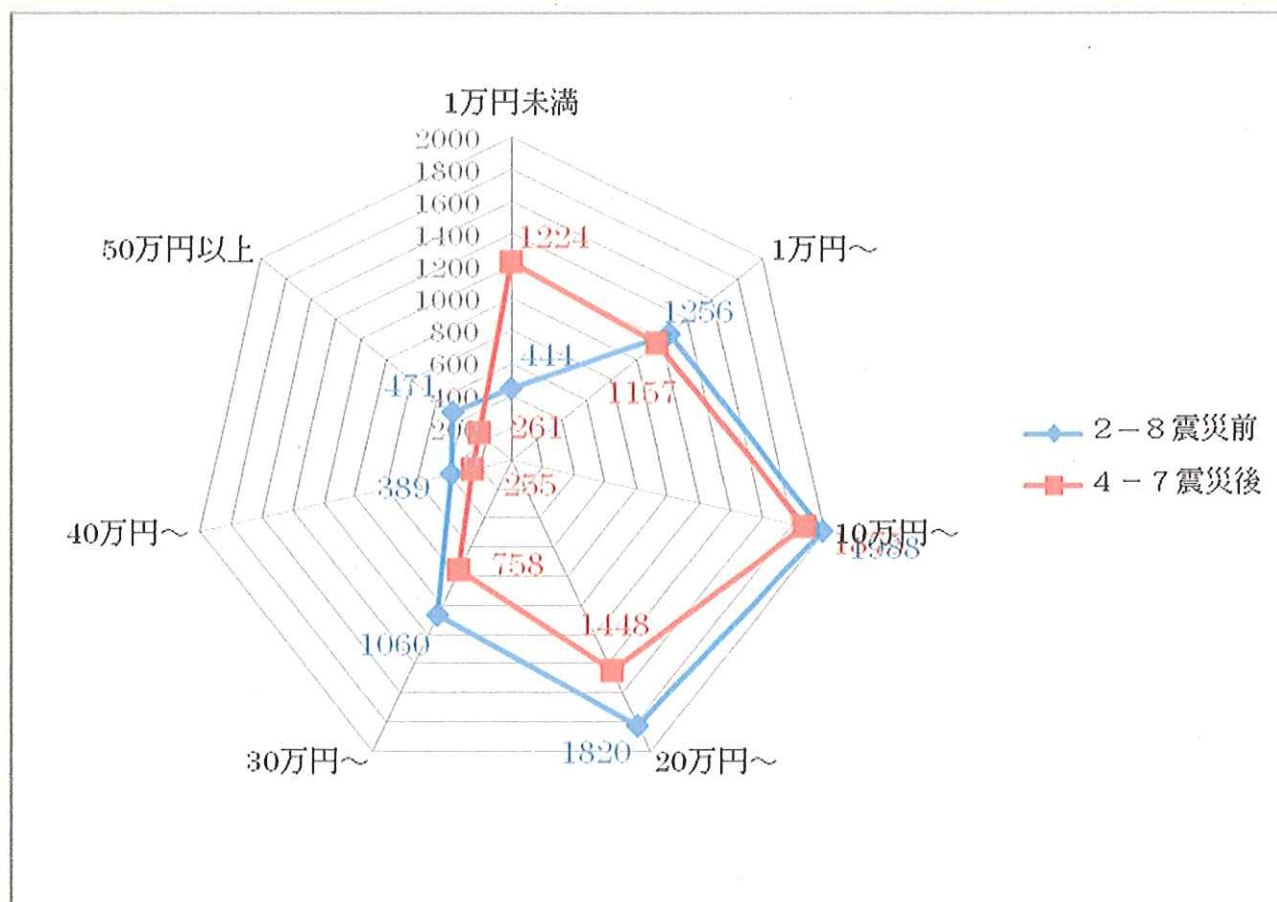
※精神的損害慰謝料10万は除く



↑
無収入層の多さ＝慰謝料10万が唯一の収入？

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

Ⅲ-5-1-2 震災前後の毎月の個人収入(レーダーチャート)



・・ほぼすべての層が減収傾向に平行移動したことが明らか

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

Ⅱ-5-2-1 震災前後の毎月の個人支出(棒グラフ)



一見、支出には著しい変化なし？

→しかし、支出増の項目があることは明らか(自由記載参照)

＝収入減少に対応して、生活費の切りつめを相当程度行っているものと思われる

アンケート自由記載欄

「二重生活のため、毎月の出費が多い」

「(家族が別離していることによる)交通費の増大」

「水、野菜(を)お金を出して食べる生活」

「二重生活...電気、ガス、灯油等の代金も今までの倍以上も支払わなければならない」

「避難先から福島県内に仕事に通っているが、交通費...がとても多くかかっている」

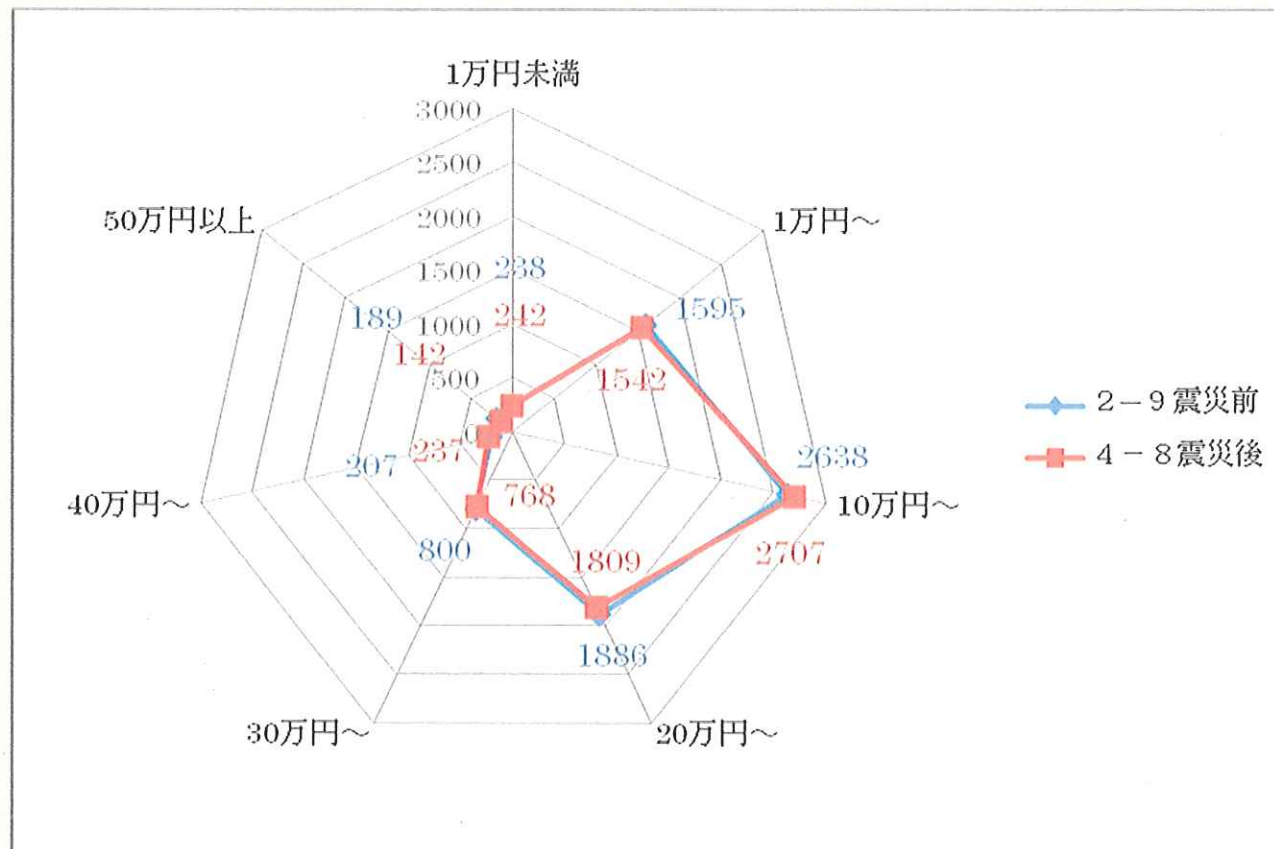
「住宅ローンは残っており...家賃は9万円」 等

...「これまではなかった支出」の増加の訴え多数

(このことに、収入は減少していることをあわせて見て、実際には家計がどのように回されているのかを考える必要がある)

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

Ⅲ-5-2-2 震災前後の毎月の個人支出(レーダーチャート)



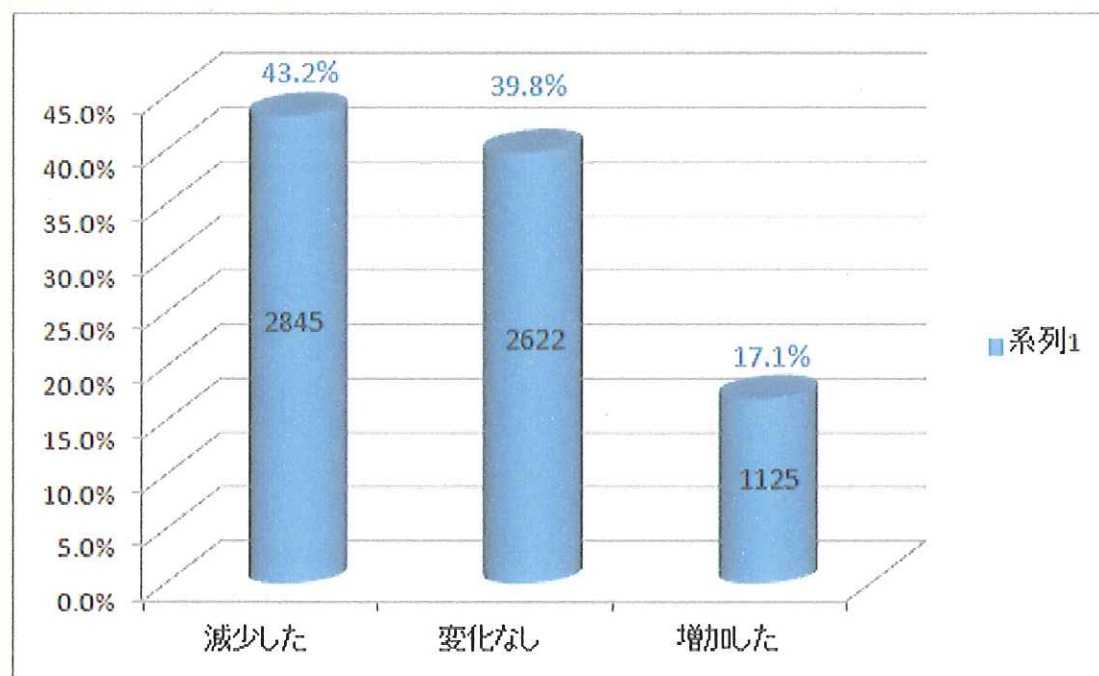
収入減少＋支出増加項目あり＋全体の支出金額には変化なし
＝支出の切りつめがあることは明らか

・自由記載欄も併せて読めば、各家庭の生活は著しい経済的困難に直面していることが十分にうかがわれる結果である

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

■■■ 震災前後の比較(詳細検討)

Ⅲ-1-1 個人月收入の変化(震災前／震災後)



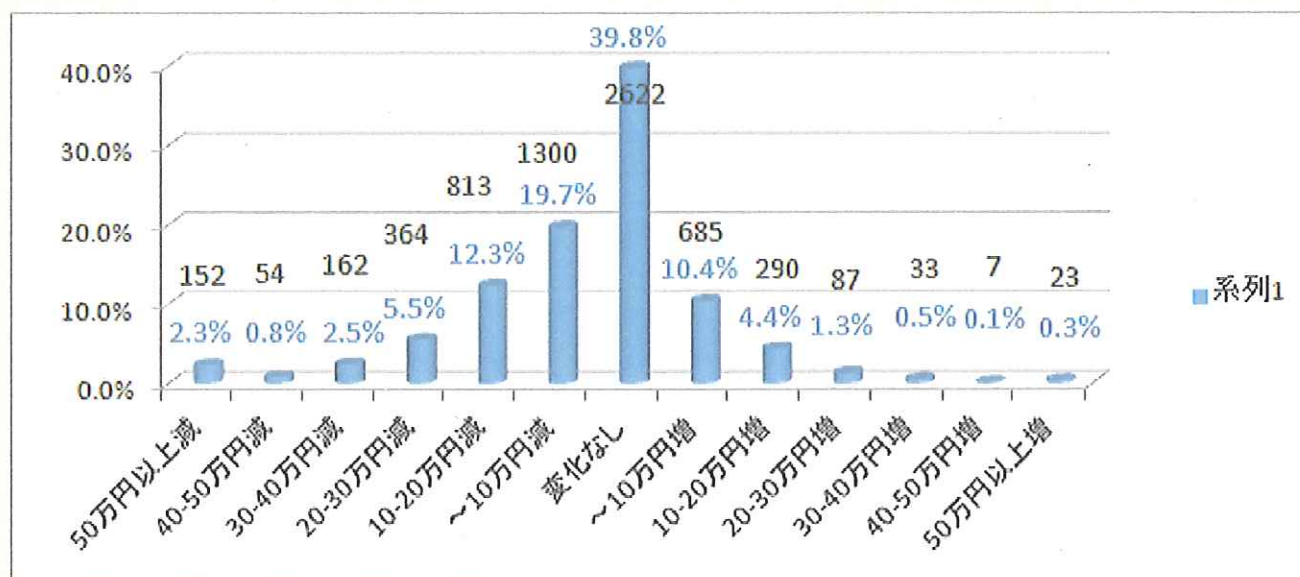
半分近くが収入減少

※増加も若干あり＝世帯構成の変化の影響？

(主婦、未成年等で新たに職を得た人は収入増に算入されるので、それも含んだ数値であることに留意)

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

Ⅲ－１－２ 個人月收入の変化(震災前／震災後)：詳細区分

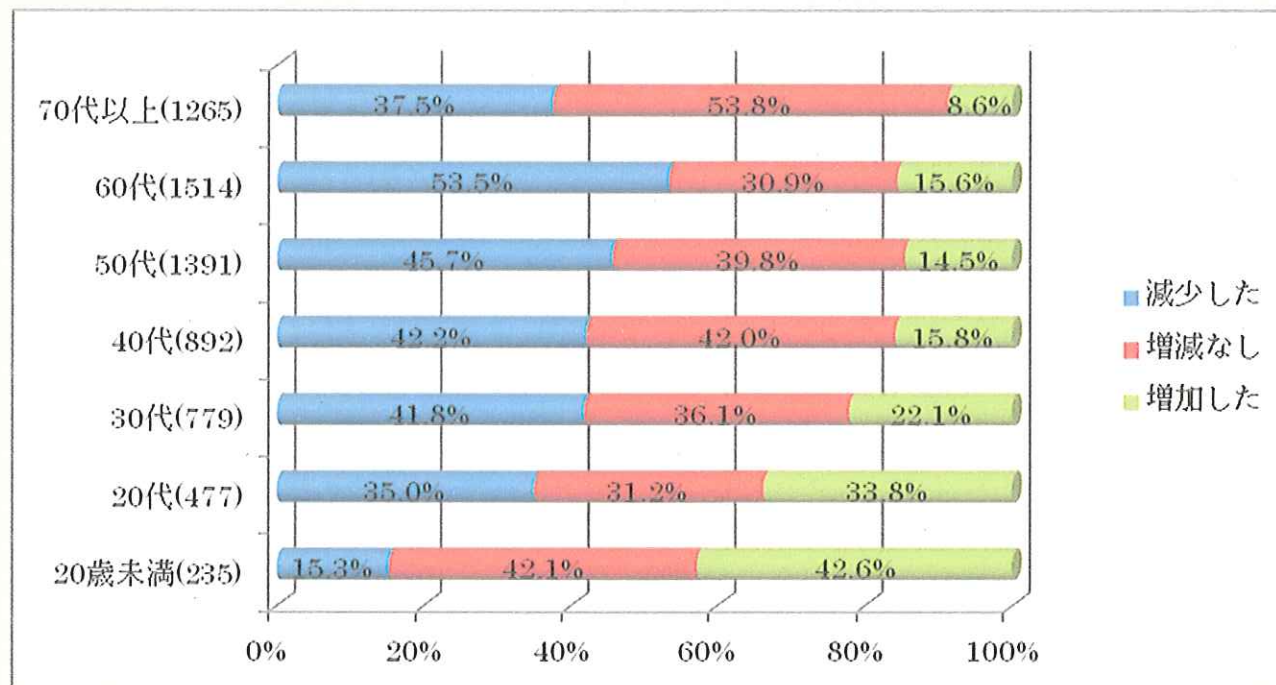


50万円以上減＝絶対数では152人もいる

・かなりの程度収入が減少している人が多く存在すること

(2) 震災前と比較して収入が減少傾向にあること、または収支バランスが悪化していること

Ⅲ－１－３ 個人月收入の変化（震災前／震災後）：年齢別



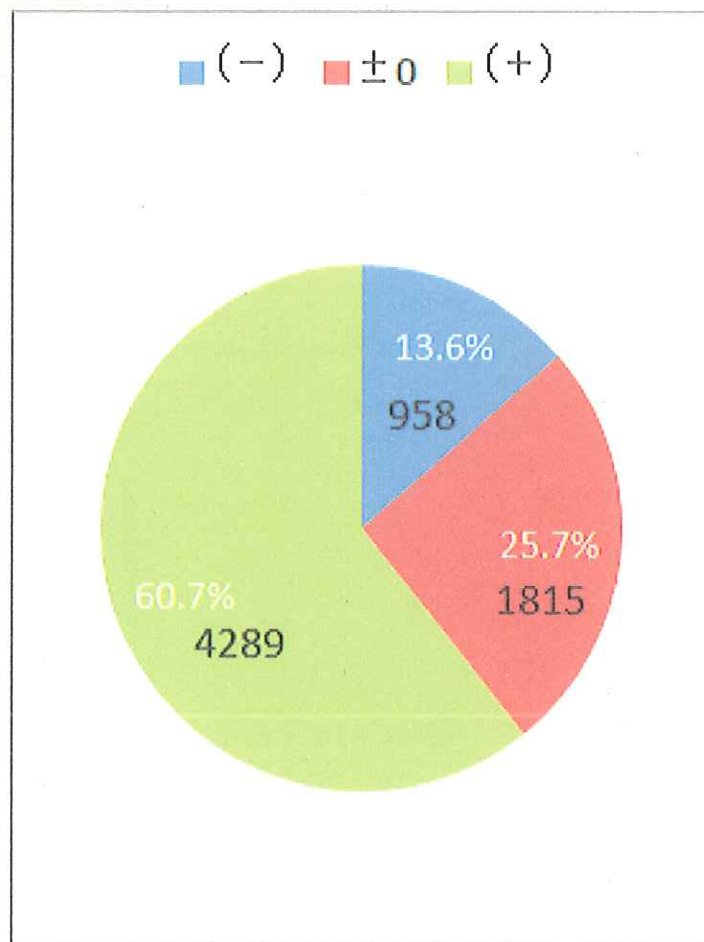
年齢層が高くなるにつれて収入減少の割合が大きくなる傾向

※70代以上＝もともと個人収入は限定されていたはずであるから、減少割合が60代より低くなっていることは当然

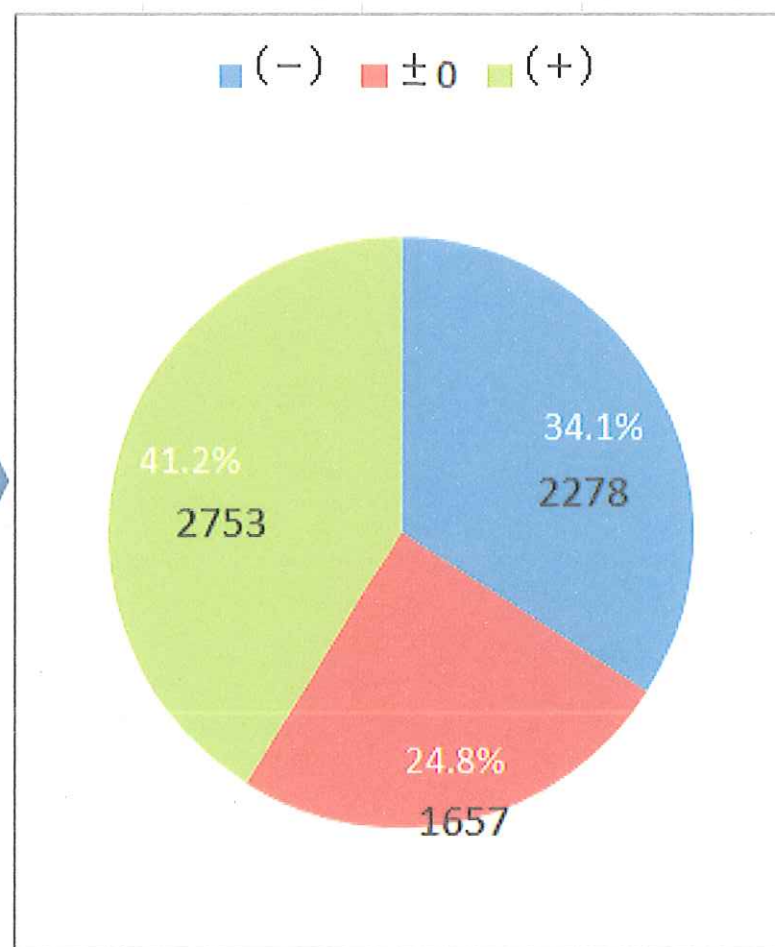
※20歳未満＝世帯構成変化等の影響と思われる(新たにアルバイトや就職?)

個人収支の変化

Ⅲ-1-4-1 <震災前>



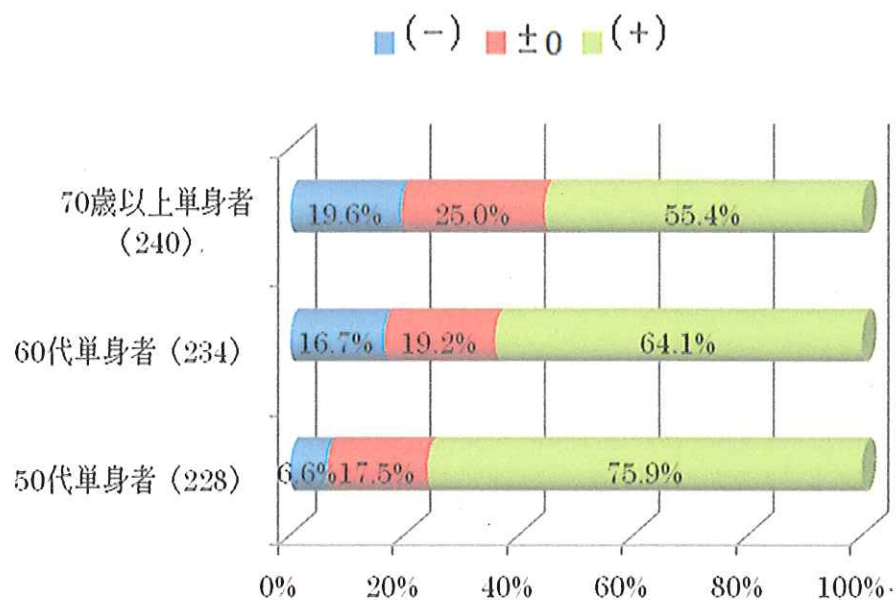
Ⅲ-1-4-2 <震災後>



高齢単身者の収支の問題

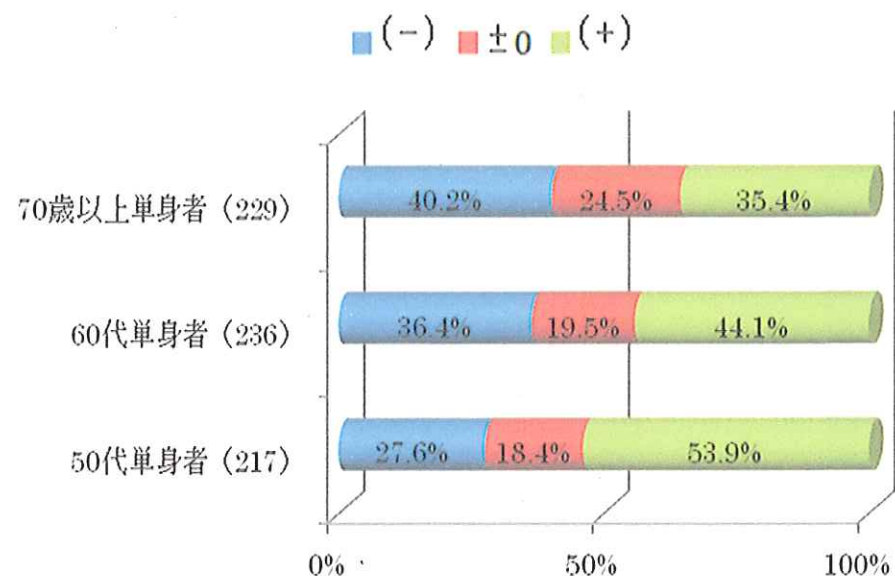
・個人収支(50～70代単身者)

Ⅲ-1-5-1 <震災前>



※ () 内の数値は、各層の人数

Ⅲ-1-5-2 <震災後>



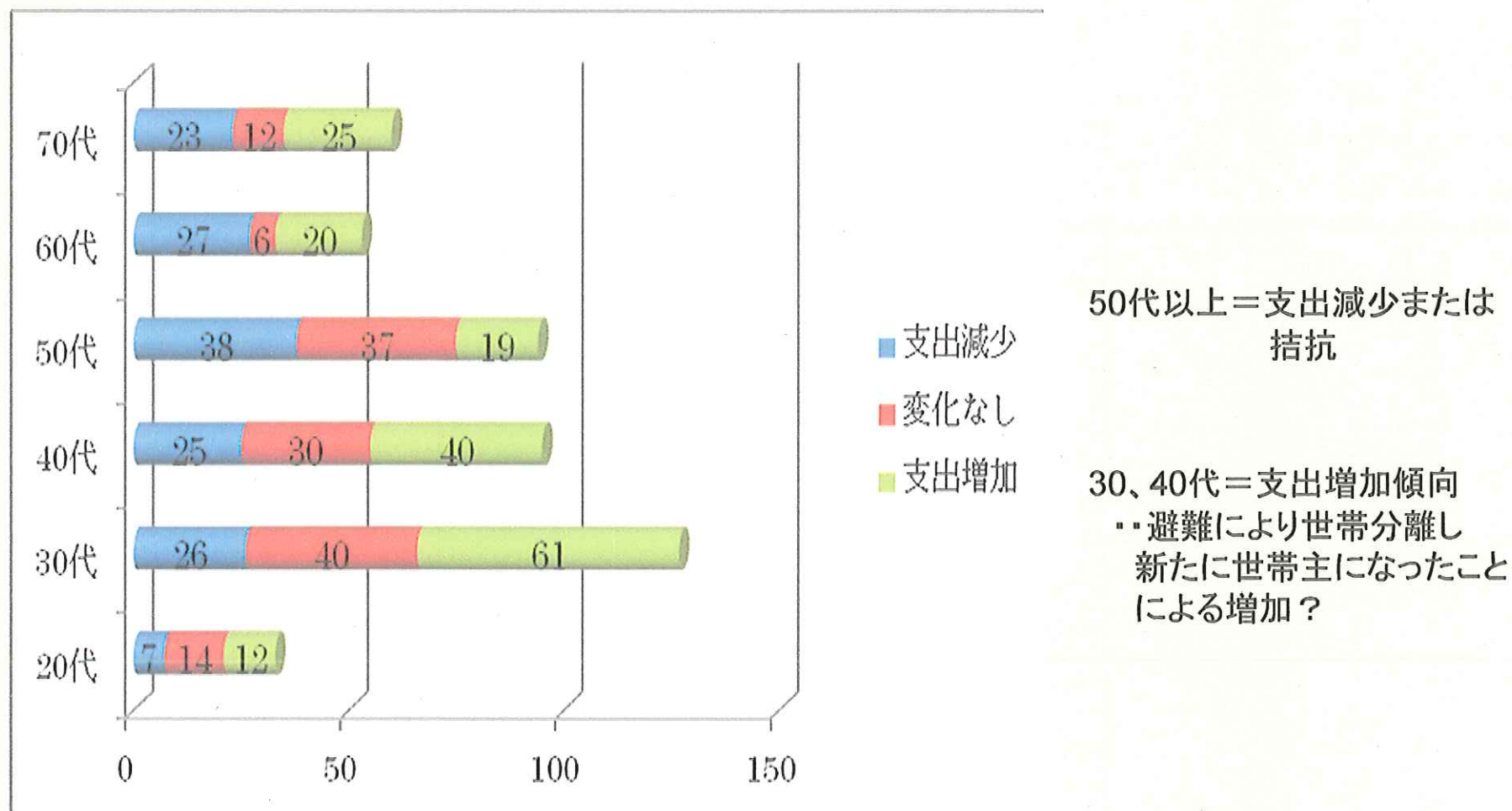
※ () 内の数値は、各層の人数

↑
青バー(収支赤字)の大幅増加

個人支出の変化

Ⅲ－１－６

非世帯主(震災前)→世帯主(震災後)支出変化



※支出が減少しても、家族の分断等で収入が年金のみになったなどによって、家計はむしろ困窮化しているという世帯も、多数あると思われる

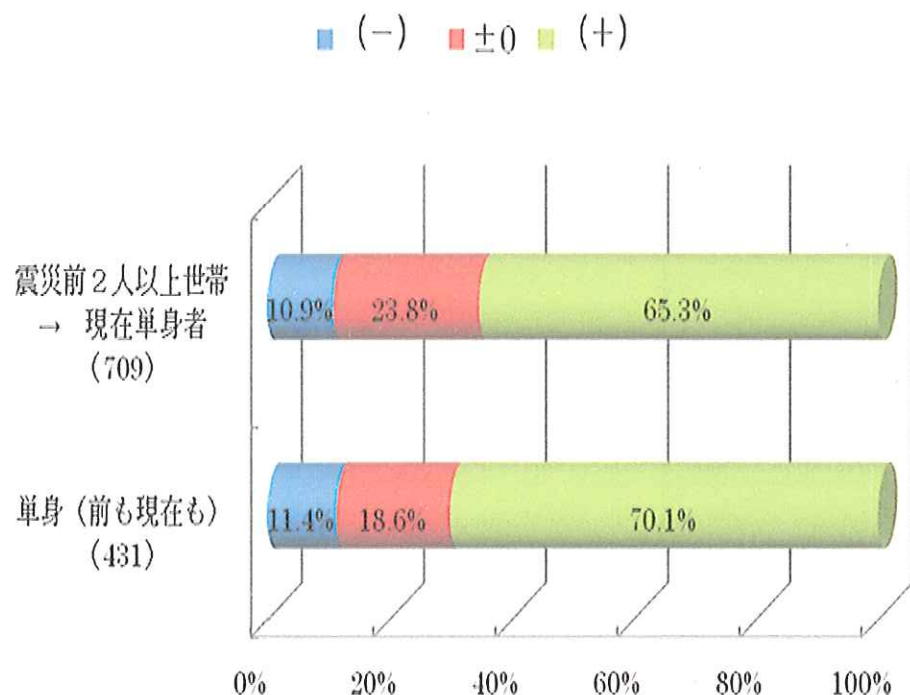
個人収支(単身者世帯)

上段: 震災前非単身者 ⇒ 震災後単身者

下段: 震災前・震災後ともに単身者

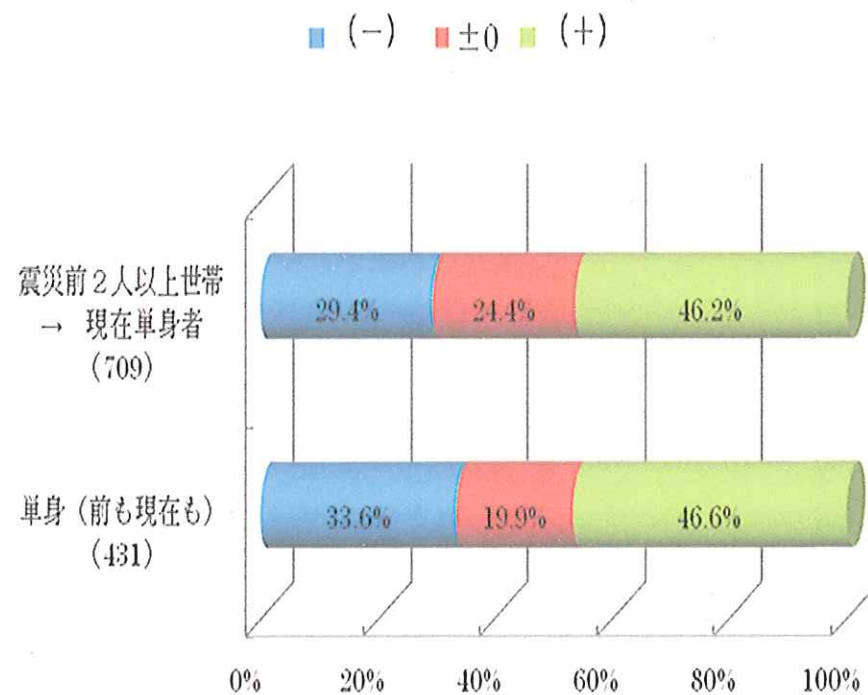
Ⅲ-2-5-1

震災前の個人収支



Ⅲ-2-5-2

震災後の個人収支



震災後はいずれも収支が大幅悪化

(2) 収入減少、収支悪化：小括

避難者は現在も金銭的に困窮していることが、統計上からも確認できる

(自由記載欄でも確認できる)



慰謝料に「生活費増加分も含む」のであれば、現在の慰謝料水準はこれに到底足りていない

(3) 仮設・借上住宅での生活の困難

いずれの質問に対しても苦痛度5の回答が最も多い

・・現状の生活環境・状況についての強い精神的苦痛

生活の実情

「隣の寝息が聞こえたのにはびっくり」

「隣が気になって落ち着かない」

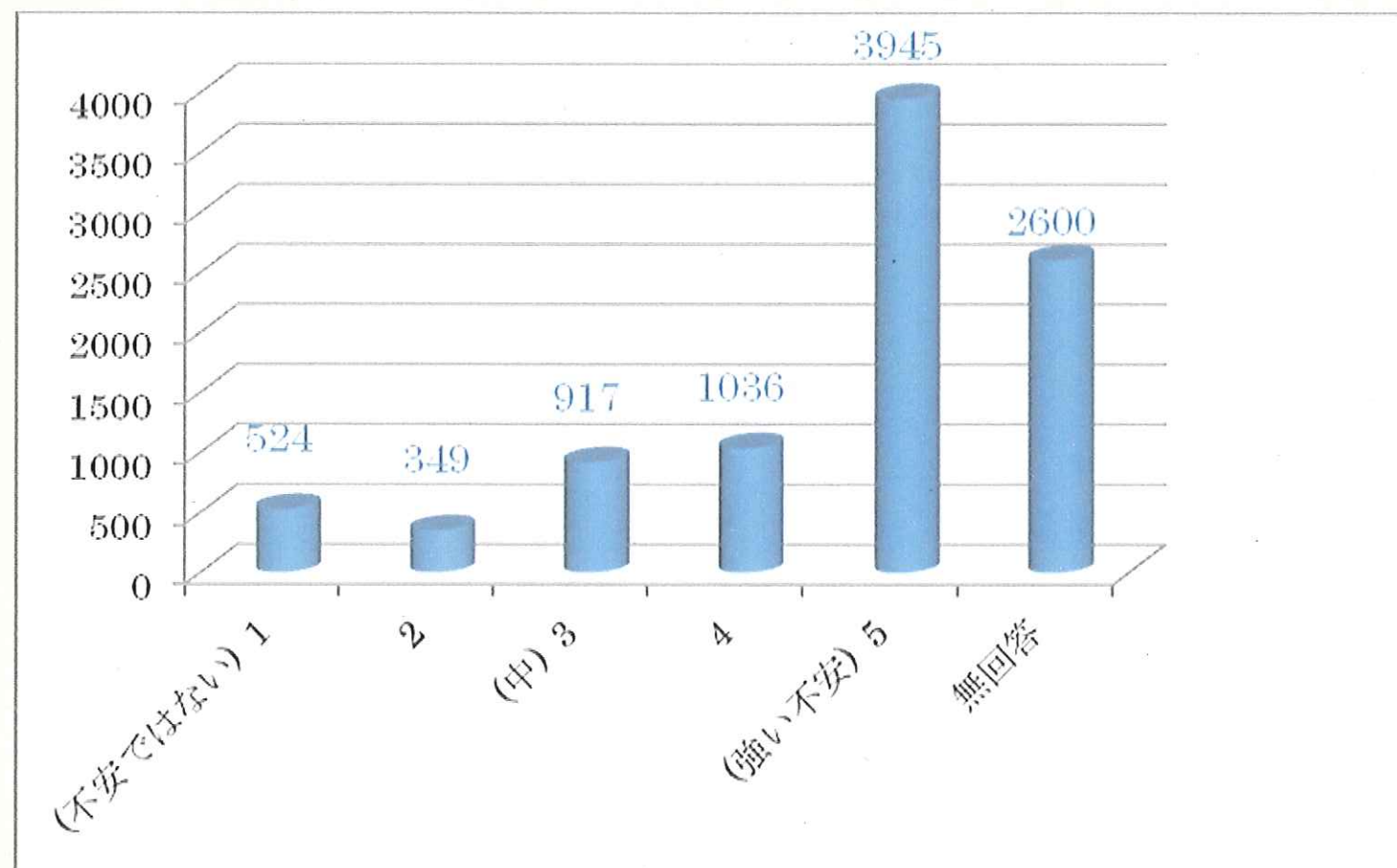
「借り上げ住宅が劣悪（結露、湿気によるカビ、コウモリ、寒暖の差が激しい、一日中暗い）」「狭い」等

→病気、怪我、精神的変調への影響

（通院者増加：第2部で分析あり）

(3) 仮設・借上住宅での生活の困難

6-5① 仮設住宅は狭い、寒暖の差が激しい、結露による湿気等、住環境が劣悪

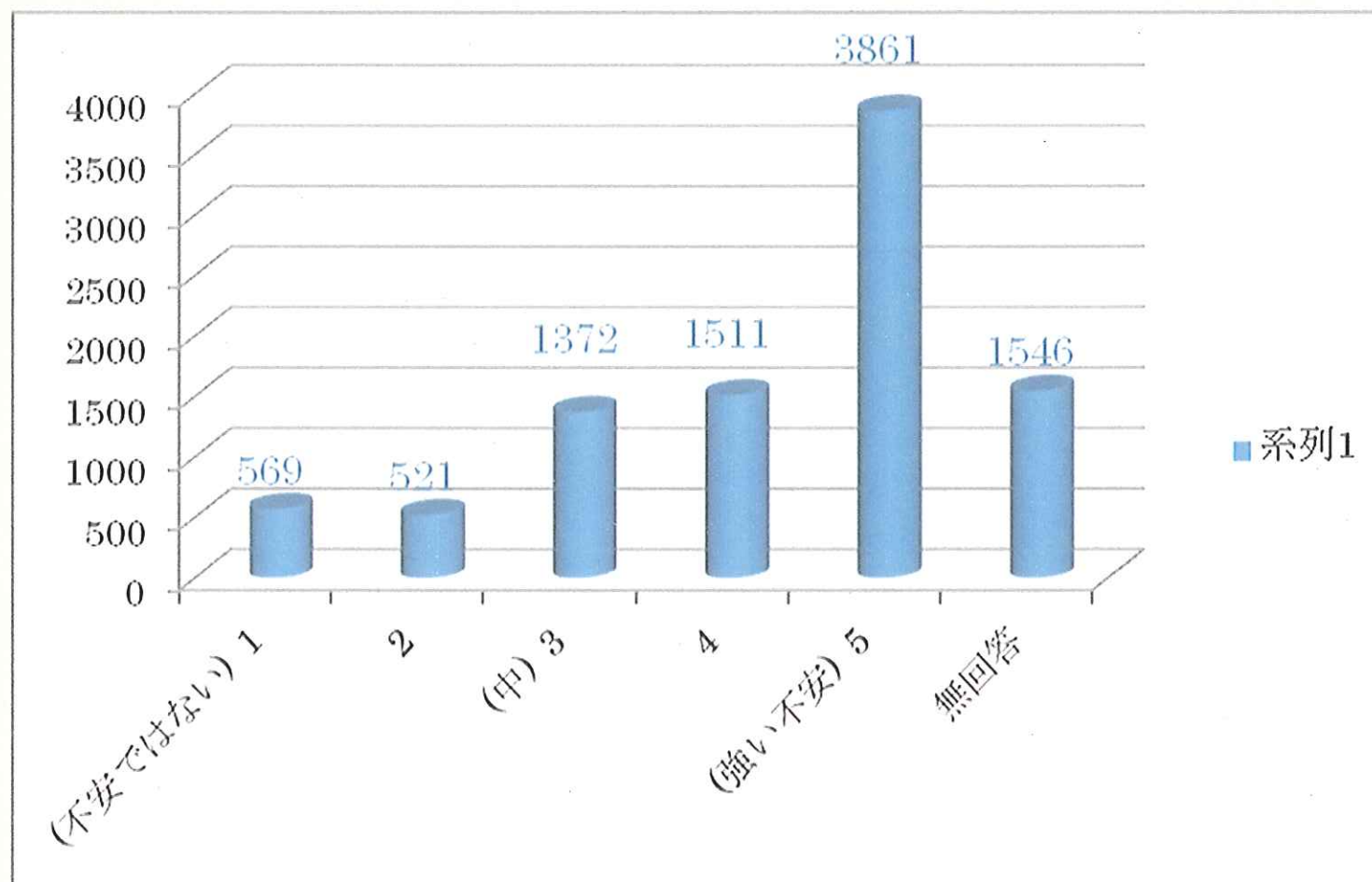


↑
仮設以外の人？

(3) 仮設・借上住宅での生活の困難

6-5②

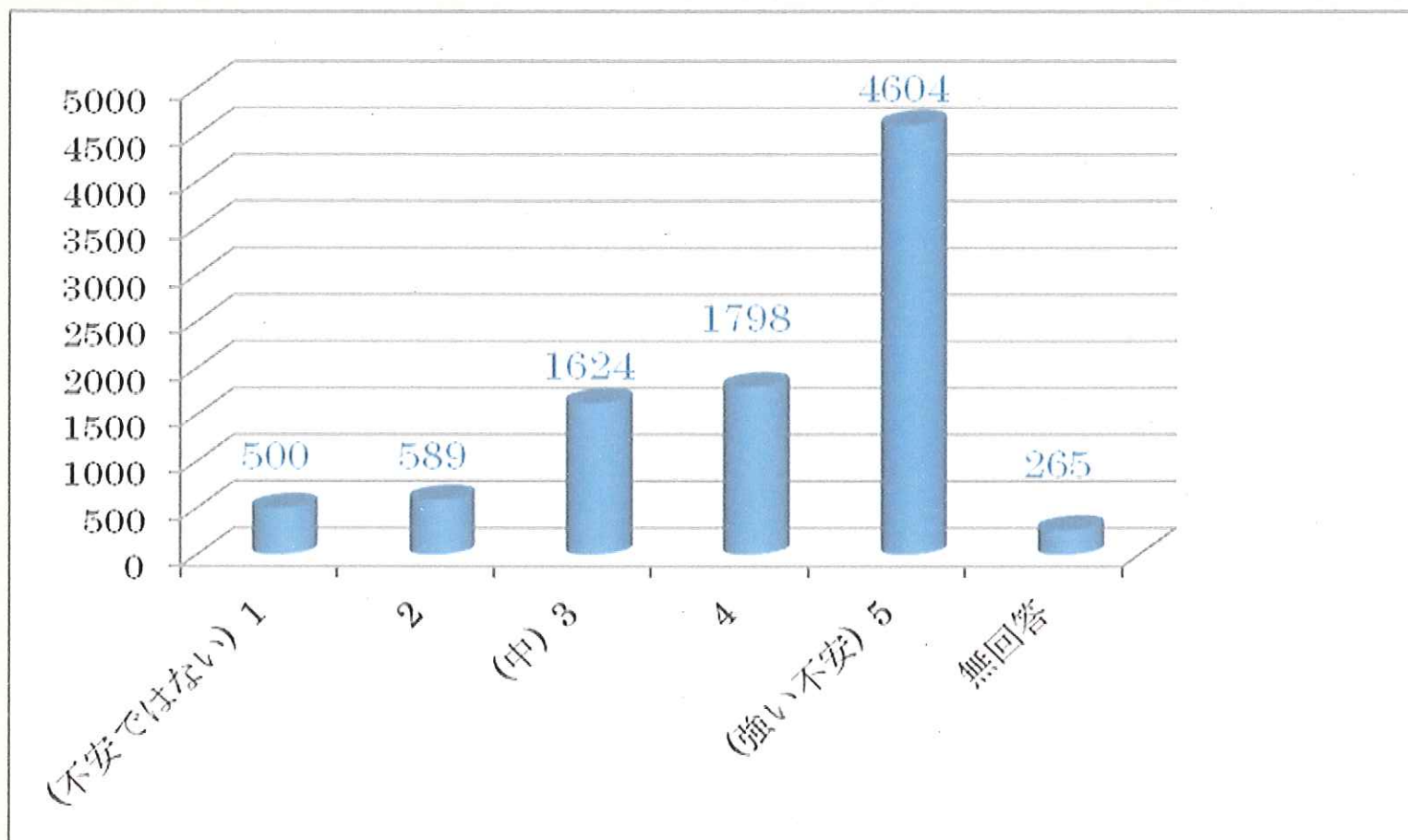
避難先(借上げ住宅等)は狭い、階段の上り下りがある、近隣がうるさいなど住環境が悪い



↑
借上げ以外の人？

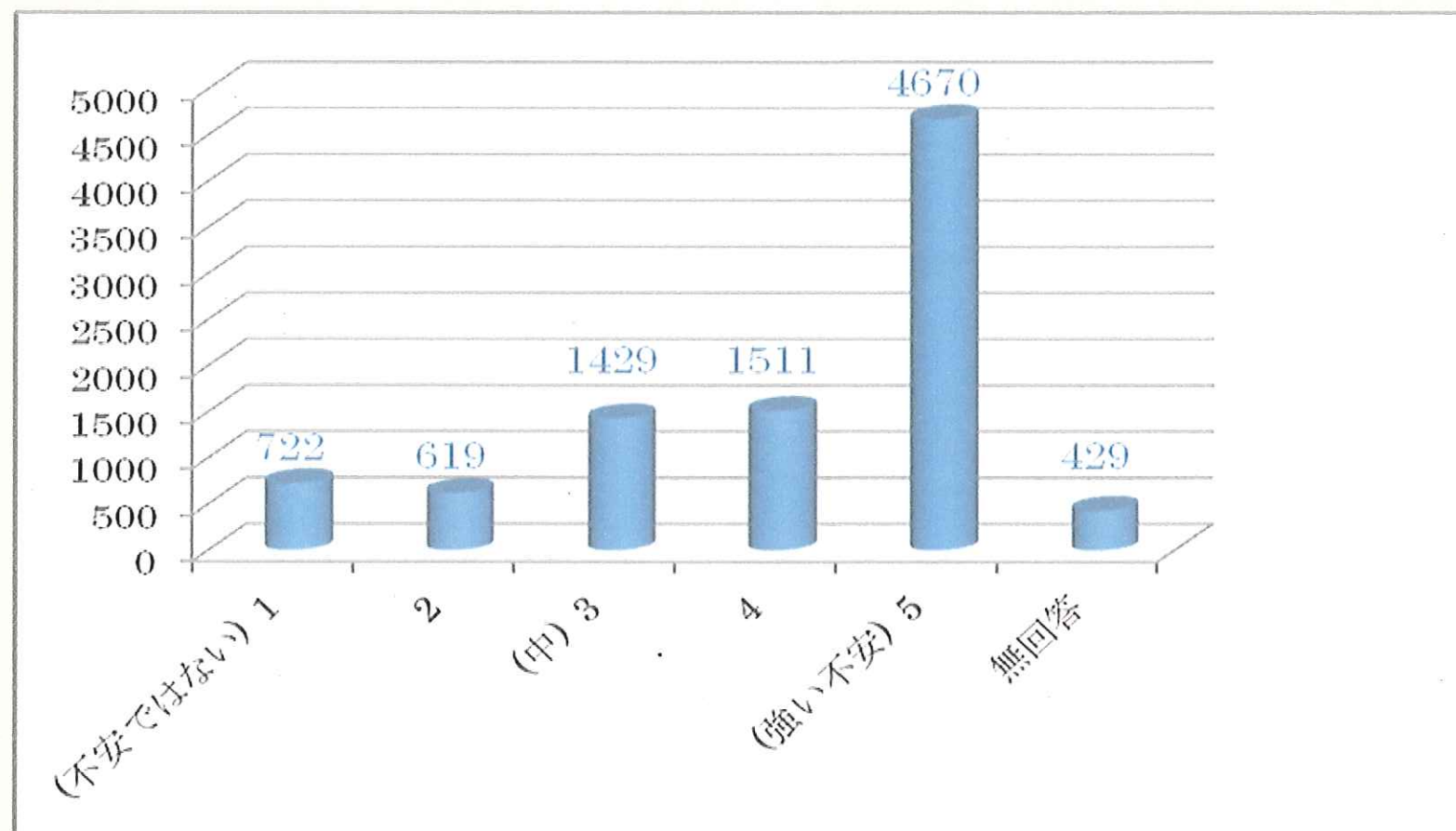
(3) 仮設・借上住宅での生活の困難

6-4④ 避難先の住宅は近隣が気になり、いつも落ち着かず気を使う苦痛



(3) 仮設・借上住宅での生活の困難

6-4⑤ 避難先の住宅は狭い等で、家族間のプライバシーが守られない苦痛



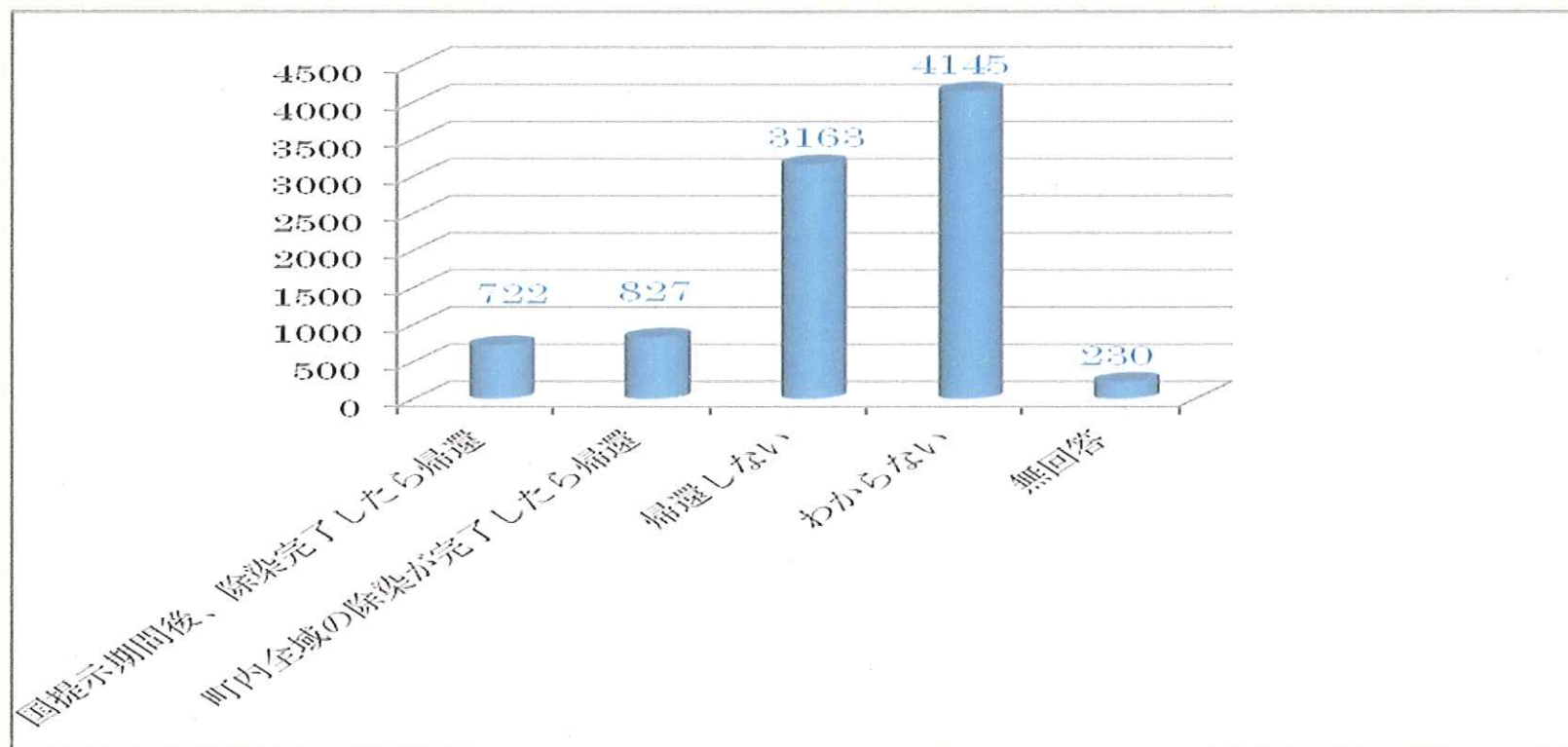
(4) 避難先でのいじめ、偏見、いたずら等

- ・子どもが福島から来たということはいじめにあった。
- ・浪江から来たというと「ばいきんまん」のような言葉を受けた。
- ・放射能がうつると言われた。
- ・孫が学校で、放射能がうつる、汚い、触るなど言われた。
- ・車のナンバーを見られただけで、指をさされたり、傷つけられたりした。
- ・いわきナンバーの車ということだけで車に傷をつけられる
- ・福島のお土産の受け取りを拒否された。
- ・何か買うと「お金持ちだね」と言われる。買わなければ「賠償で買えば？」と言われる。
- ・お金をもらっているからいいだろう！と言われる。
- ・東電からお金をもらっているのになぜ働くのか？と言われた。
- ・あなたたちはお金をもらって遊んで暮せていいな。働かなくとも、黙って、お金が入るからななどと中傷を言われる。
- ・夜中に大きな声で「ここに住んでいる人は福島県から来ている！ 義援金よこせ！」と言われた。

- ・適切な賠償を受けていないこと
- ・被害の深刻さや賠償の必要性について適切な理解を得るための施策不足 等の影響

(5) 浪江への帰還意思の心情の複雑さ

7-1 浪江町にいつかは帰還するとお考えですか。



↑ ↑
「帰還する」= 合計約17% ⇔ H23.11町アンケートとの対比
(期間をあきらめた町民の存在)

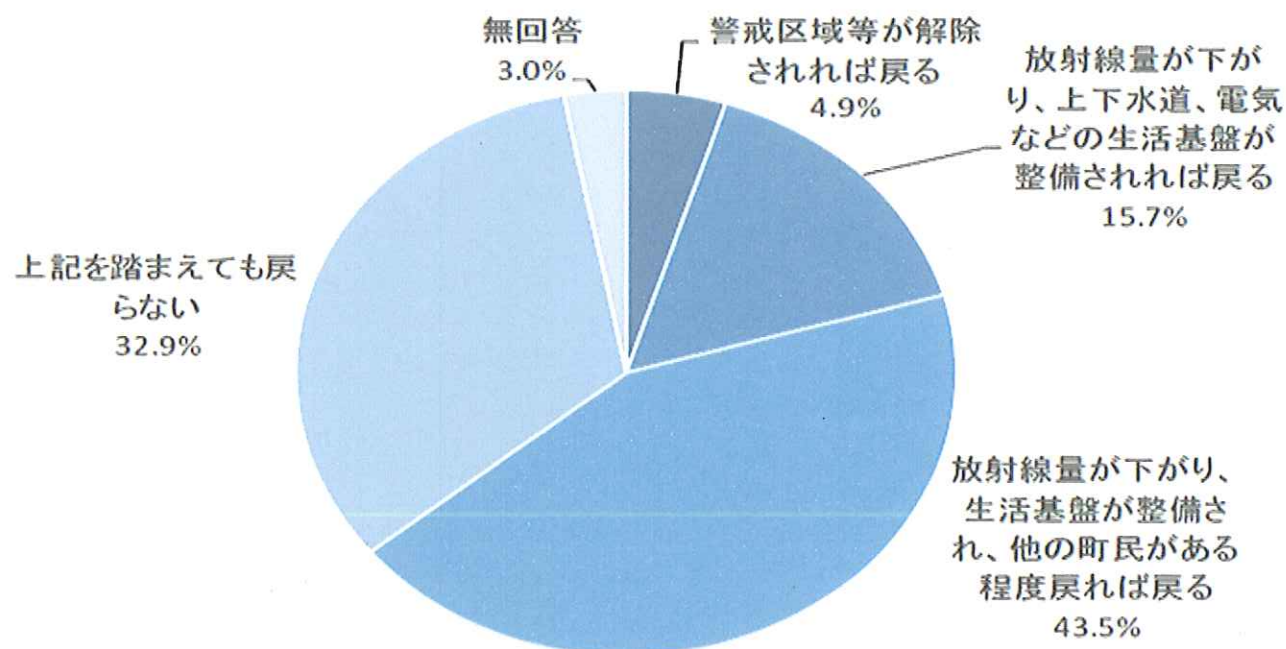
(5) 浪江への帰還意思の心情の複雑さ

町によるアンケート(平成23年11月実施)

問3-2 あなたは浪江町に戻りたいと思いますか。

問3-2 あなたは浪江町に戻りたいと思いますか。

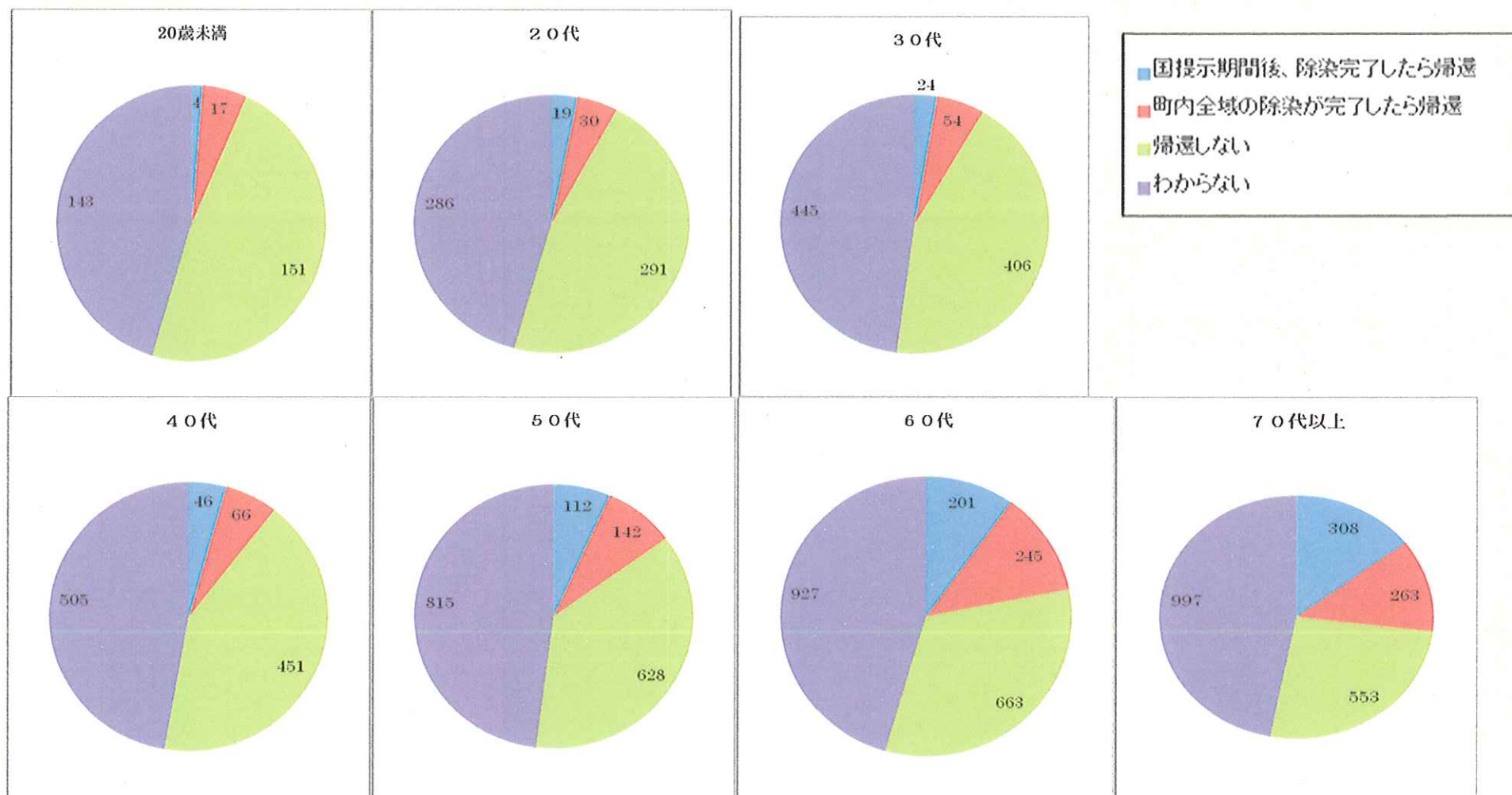
- ・「放射線量が下がり、生活基盤が整備され、他の町民がある程度戻れば戻る」が43.5%と最も多く、半数近くを占める。また、「放射線量が下がり、上下水道、電気などの生活基盤が整備されれば戻る」は15.7%、「警戒区域等が解除されれば戻る」は4.9%であり、合わせると64.1%が条件さえ整えば「戻る」としている。一方、「戻らない」は32.9%である。
- ・戻るのは難しいと思う理由は後段に計上。その分析が特に重要。



(・・・「戻る」合計64.1%)

(5) 浪江への帰還意思の心情の複雑さ

Ⅲ－3－1－2 年齢と浪江町への帰還意向のクロス表(年齢別円グラフ)



<若い世代「帰還しない」⇔「帰還する」 高齢世代>という傾向
 →子どもの問題等 →新たな地域での生活再建の問題等

(5) 浪江への帰還意思の心情の複雑さ

自由記載欄

▪ (30代女性)

不安を抱えながら、毎日生活してまで地元に戻ろうとは思いません。

▪ (40代男性)

子どもを持つ親たちは、安心して帰還することができるわけがありません。

▪ (50代女性)

若い世帯が戻らなければ戻りたくても戻れない。

▪ (70代男性)

放射能があっても帰してください。

▪ (70代以上女性)

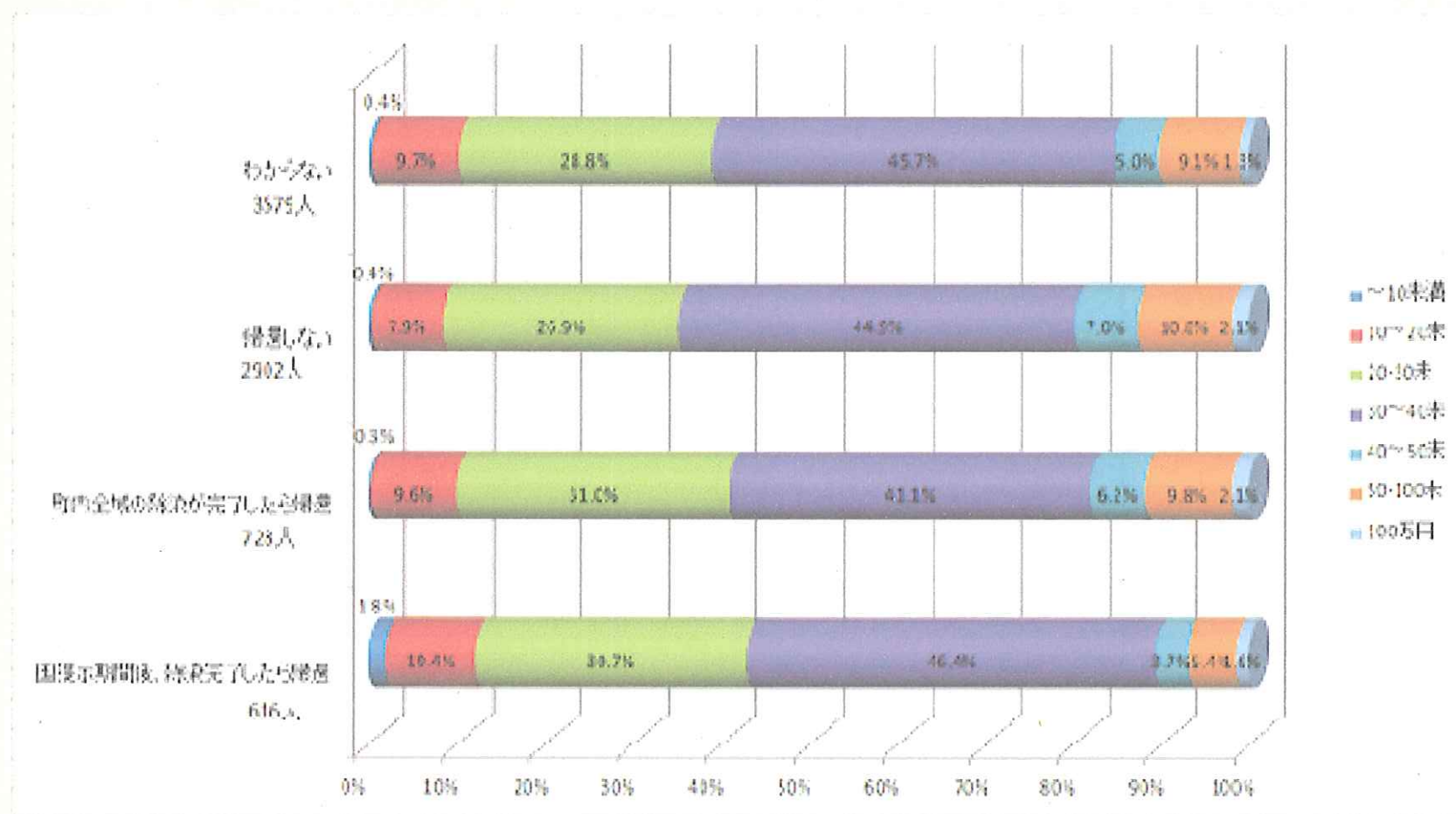
せめて4年後には元気で故郷浪江で暮らしたい。

▪ (30代男性)

帰ってから、コミュニティーが作れるのか。

(5) 浪江への帰還意思の心情の複雑さ

Ⅲ-3-2 浪江町への帰還意向と適切な賠償額のクロス表(10万刻み)

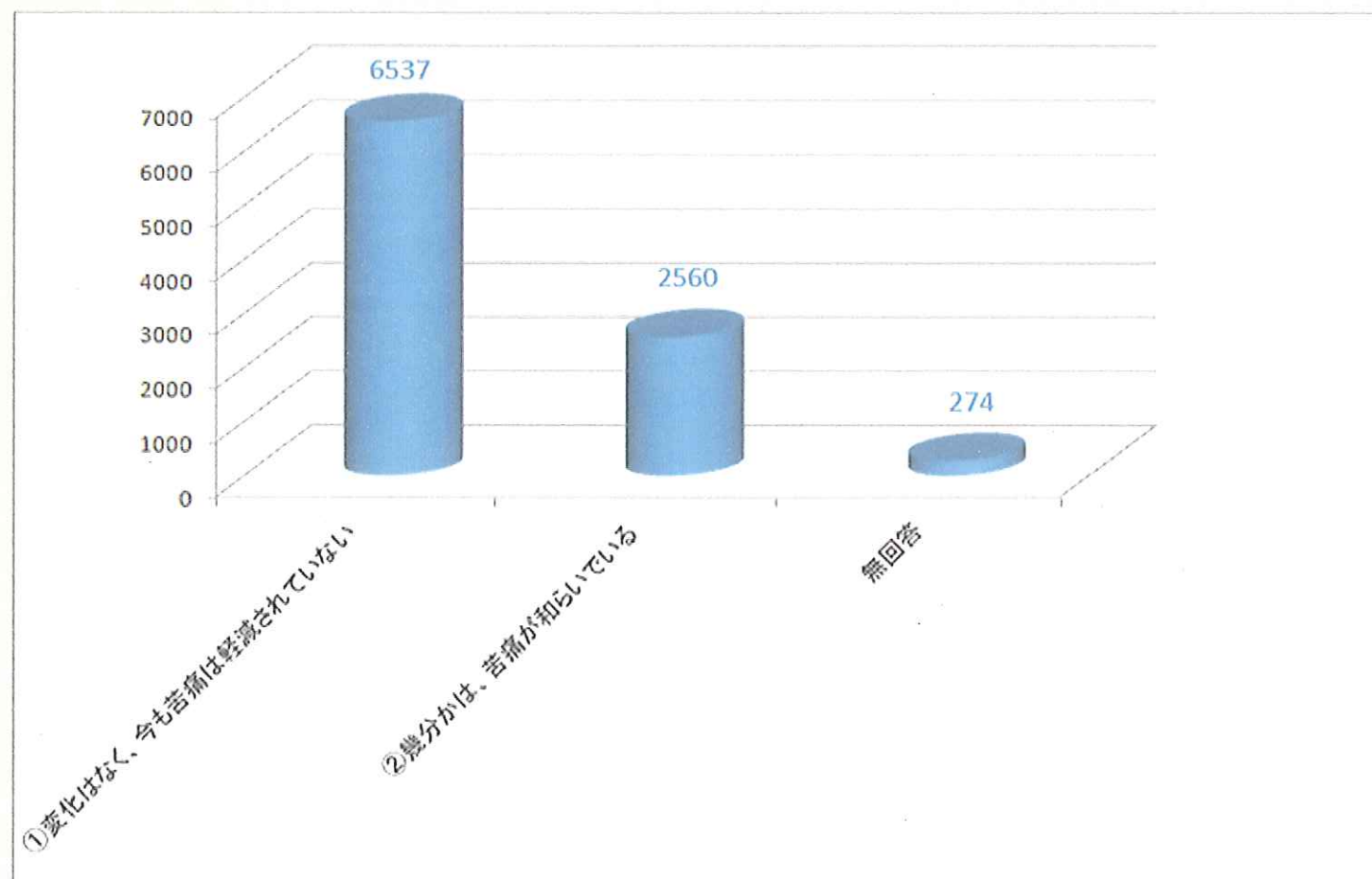


帰還しない回答＝より高い賠償額希望の傾向

・・コミュニティを奪われた怒り、新たな地での生活再建のための具体的な財政的支援の必要等

(6) 震災直後と現在との精神的苦痛

9 震災直後の状況と現在の状況を比べ、精神的苦痛に変化があったか



69.8%

27.3%

(6) 震災直後と現在との精神的苦痛

精神的苦痛が続く場合、その内容は何か？

(多重回答不可、もっとも苦痛のつよいものを回答)

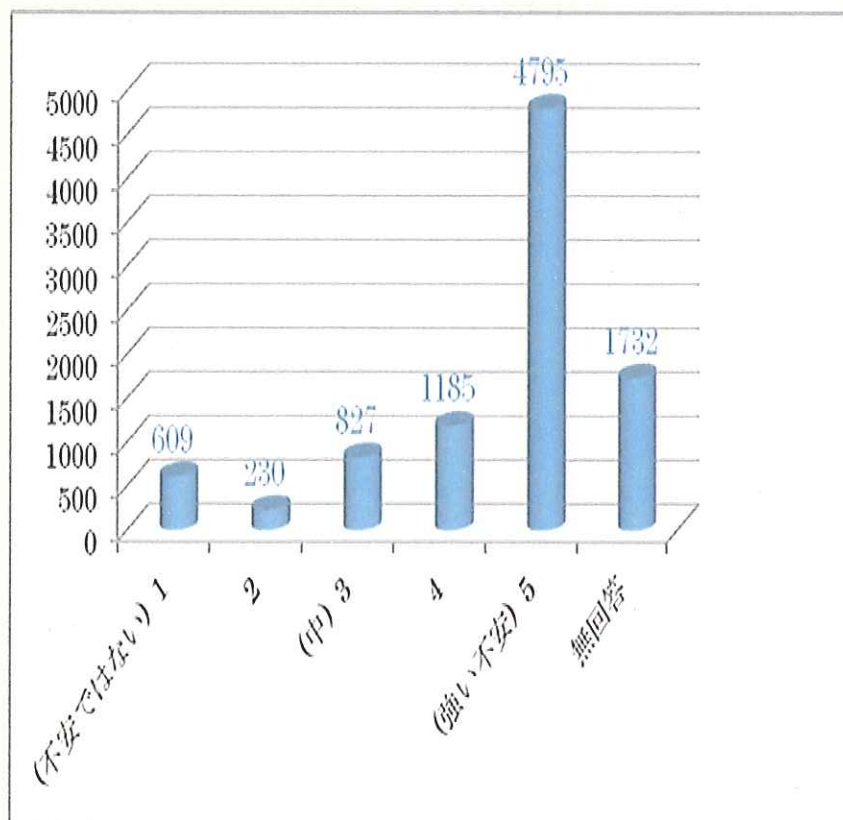
- | | |
|----------------------------|--------------|
| ① 放射能を浴びたことによる自身・家族の健康への不安 | 707名(10.5%) |
| ② 現在の生活を維持することの困難に伴う苦痛 | 1022名(15.2%) |
| ③ 将来の見通しが立たないことへの不安 | 5005名(74.3%) |

…一択という条件では、精神的な面の強い③の選択が最も多くなることは当然と思われるが、生活・財政上の不安をあげる者が15.3%にのぼることにも、留意すべき(=差し迫った困窮)

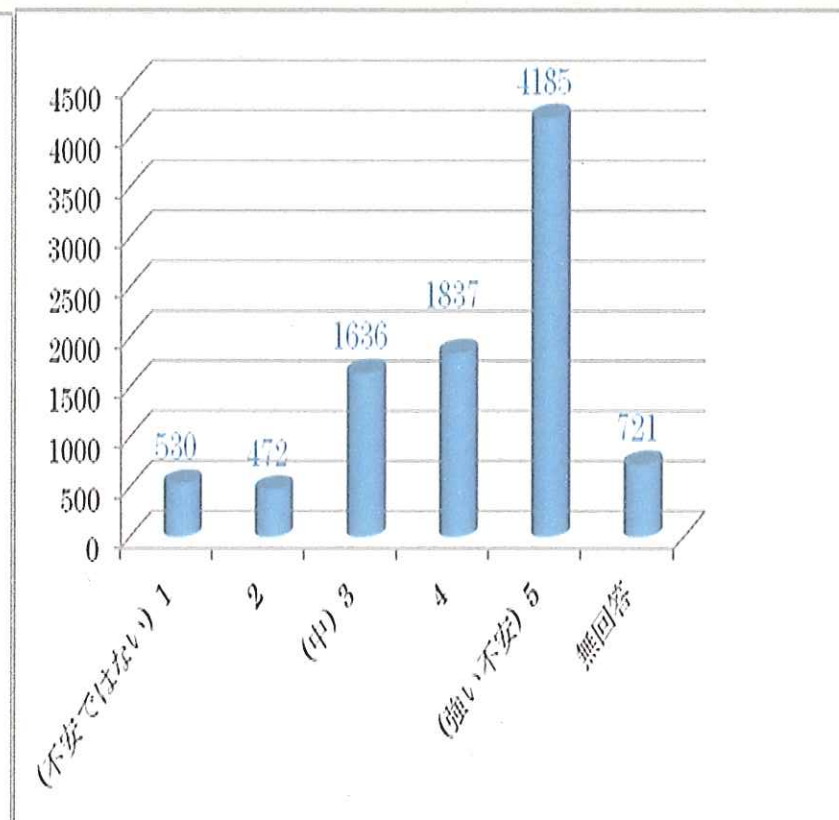
(6) 震災直後と現在との精神的苦痛

被曝について

6-1③ 子(孫)の結婚、出産に不安



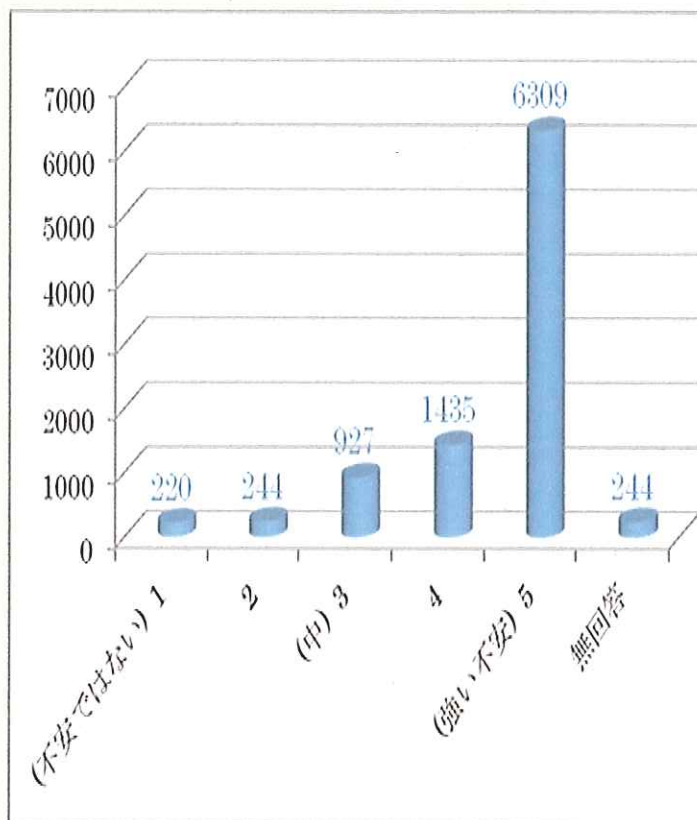
6-1④ 被曝したことにより差別・偏見



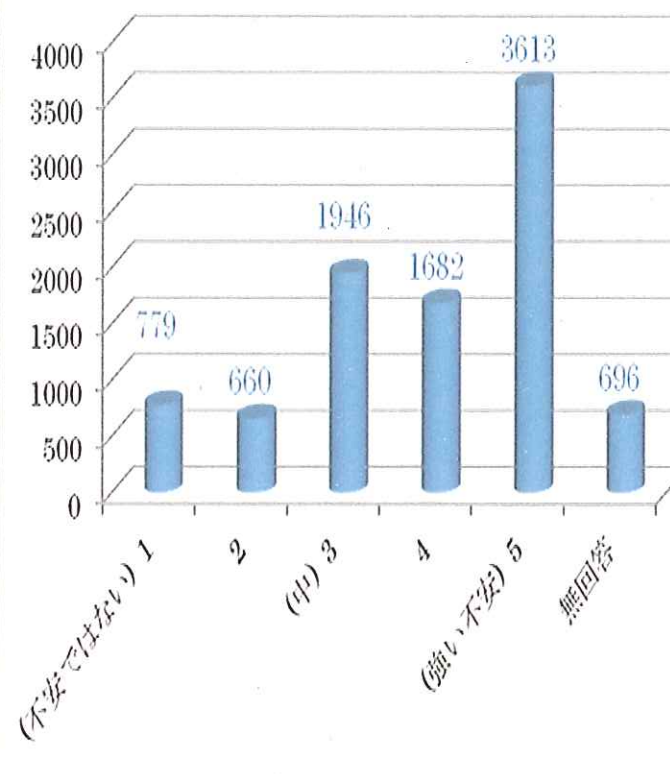
(6) 震災直後と現在との精神的苦痛

被曝について

6-1⑤ 放射能が見えない恐怖



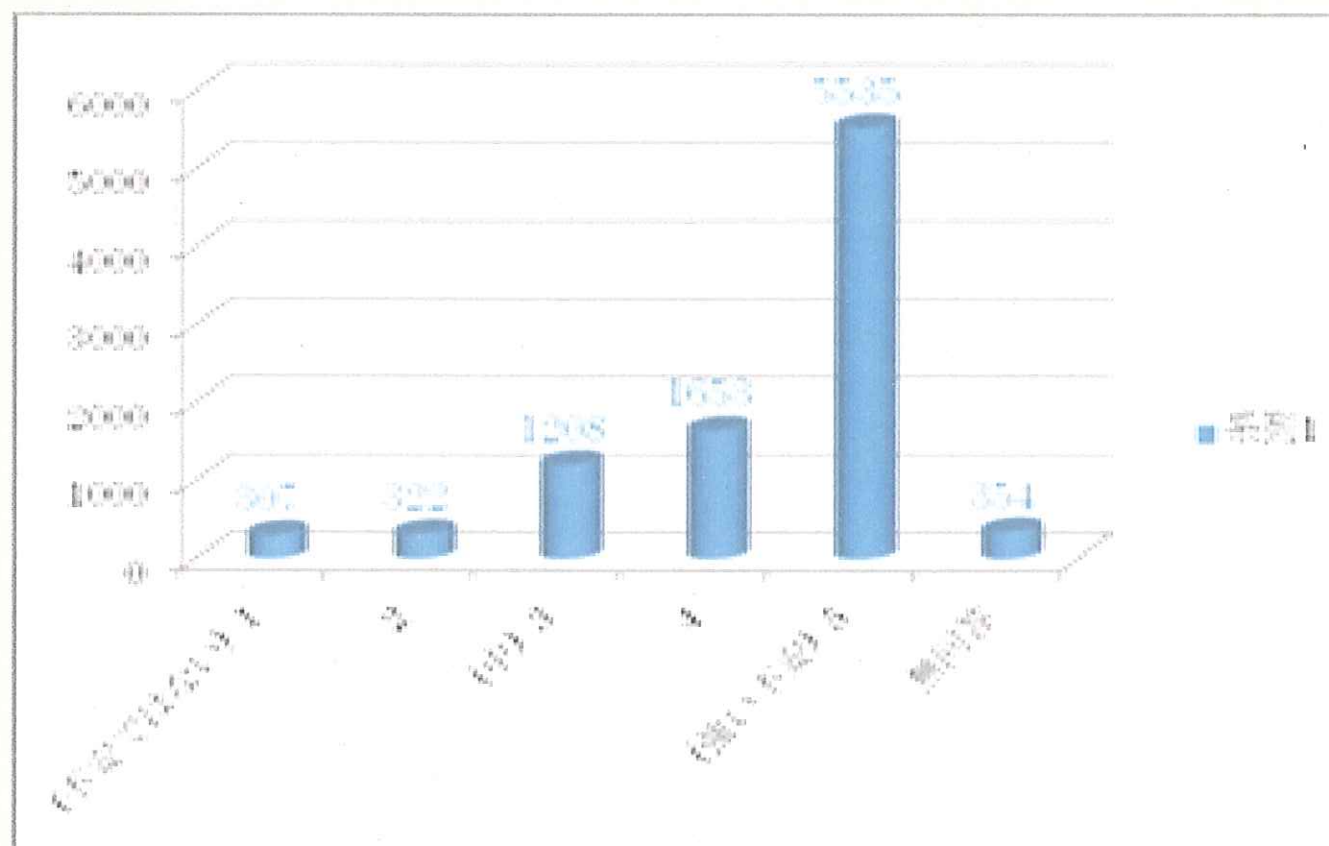
6-1⑥ 現在も遠方へ避難できない苦痛



(6) 震災直後と現在との精神的苦痛

被曝について

6-1⑦ 「低線量被曝」による影響



- ・初期段階での避難での被曝について

「身体のどこかにいずれ異常が出るのではないか」

- ・自分のことより、家族、子どもの被曝について

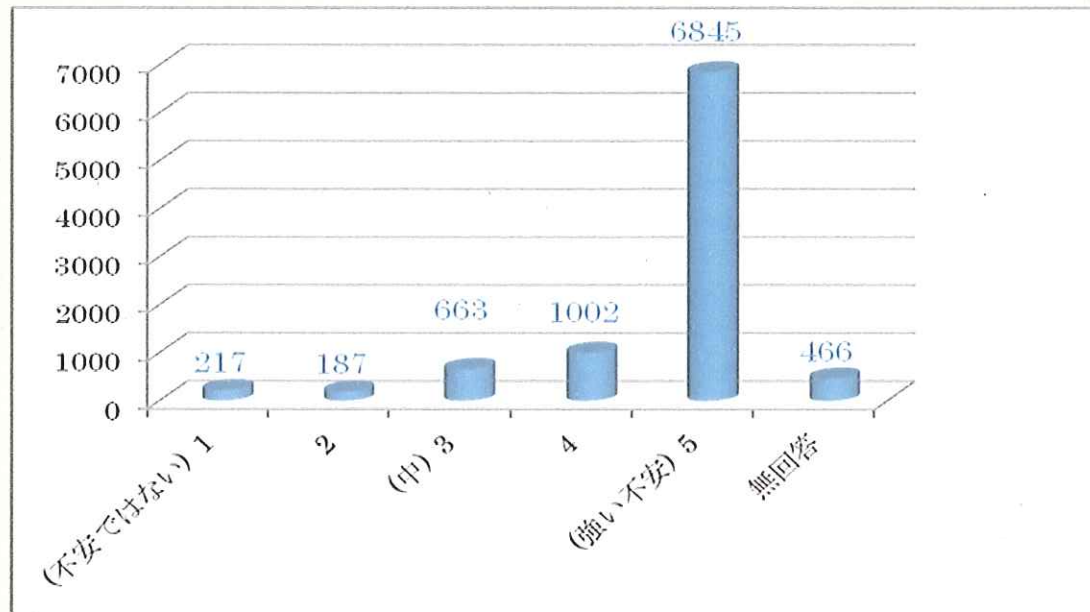
「子供が将来健康を害するのではないか」

「子供が頭痛や吐き気やただの風邪(になること)さえ心配になる」

「被曝による風評が子供の結婚や出産に影響しないか心配」

エ これからの生活への不安

6-6 ⑩ 生活(人生)設計が狂い、これからどうすればいいのか困惑する苦痛



「毎日が孤独な生活。いつまで耐えられるのか？不安」

「子供達がこれからどんな生活をしていくのか先が見えないので不安」

「人と話をするのも面倒になり、こんな生活をいつまで続けていけばいいのか」

(7) 東電の賠償対応への不満

「東電へ賠償のTELをすればどちらが被害者かわからない態度」

「難しい書類、曖昧な対応... 毎回難しい書類ばかりでかなり苦痛」

「東京電力原子力補償相談室の対応の悪さで、他人事のような対応が苦痛」

「私も80歳にもうなるので、東電に出す書類なんか書くのも大変でした。何とも自分でやりましたけど、もう嫌になってしまいます」

「被害者の我々が複雑で膨大な量の請求書類に頭を悩ませられ、それが正当なものなのかなど一般人にはわからないし、不満な部分が多々あり、とにかく多方面からの書類が多過ぎる」

「東京電力の賠償問題は難しくて苦痛である」

「... 請求書に記入しようとするのが滅入り落ち込んでしまう」

「... 賠償請求書を読んで書きこんだり、東電との賠償折衝で話をするだけで疲れてくる。なぜ、我々が東電の土俵(ルール)で相撲しなければならないのかを考えただけでストレスになる」

「賠償請求の件で東電に電話し、様々な書類を提出しても確認がとれないとうやむやにされる。電話に出る人間が毎回違うので同じ話を何度もしなければならない。こちらは個人情報などをさらけ出しているのに... これらのやりとりに苦痛を感じる」

(8) 本報告における精神的苦痛についての考察

精神的苦痛は様々な要素が複合しており、
個別の種類の苦痛のみに着目しては、被害の総体やその大きさは正確に把握できない。

各項目を相互に切り離し分類することは不可能/被害の社会心理学的意味の把握にとっては著しく不合理。

・・損害賠償額の算定は、「個々の損害を計算して積み上げる」というような方式で、本当にいいのか？

報告の最後に

- ①世帯破壊、家族離散による生活破壊の実態(統計データ)
- ②避難生活の困窮が統計上明らかになったこと
- ③帰還についての複雑な心情、
コミュニティを奪われた精神的苦痛の大きさの再確認
- ④精神的苦痛は和らいでいないことの再確認
- ⑤精神的苦痛には様々な要素が複合しており、個別の累計
の苦痛のみからだけでは被害の総体や大きさは正確に把握できないことの確認



- ・中間指針の精神的慰謝料基準は、被害実態から見て
やはり不当。現状は被害者の我慢によって成り立っている。
- ・ADRはこの結果をふまえて、被害実態に即した判断を示す
必要がある(生活費増加分の補償、コミュニティ破壊等)。